

第 1 部

総 説

第1章 平成30事務年度（平成30年7月1日～令和元年6月30日）の主要事項

1 税務行政の将来像

(1) 概要

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、国税庁が今後とも納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくためには、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要であるとの問題意識の下、「税務行政の将来像」を取りまとめ、平成29年6月23日に公表した。

「税務行政の将来像」では、ICTやマイナンバーなどの積極的な活用を通じて、「納税者の利便性の向上」と、「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とした、税務行政のスマート化を目指すこととしている。

なお、この将来像は、情報システムの高度化と外部機関の協力を前提としたもので、おおむね10年後のイメージを示したものである。

(2) 納税者の利便性の向上

第1の柱である「納税者の利便性の向上」については、カスタマイズ型の情報の発信、税務相談の自動化、申告・納付のデジタル化の推進に取り組むことで、申告から納付までの税務手続を抜本的にデジタル化し、税務署に向かうことなく、スムーズかつスピーディに手続が完了する環境の構築を目指すこととしている。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

第2の柱である「課税・徴収の効率化・高度化」については、申告内容の自動

チェック、軽微な誤りのオフサイト処理、調査・徴収でのAI活用に取り組むことにより、課税・徴収の効率化・高度化を進め、創出したマンパワーも活用しつつ、国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応といった重点課題に的確に取り組み、適正・公平な課税・徴収の実現を図っていくこととしている。

(4) 最近の取組状況の公表

令和元年6月21日には、「税務行政の将来像」公表から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの間に具体的に実現した取組の紹介に加え、施策のイメージが具体化したものを、『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』として公表した。

この「最近の取組状況」では、スマートフォン等による電子申告など、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化に向けた取組のほか、チャットボットの導入などによる税務相談の効率化・高度化に向けた取組を紹介している。その他、マイナンバーや法人番号をキーにした各種資料情報データの有効活用といった、調査・徴収事務でのICT・AIの活用に向けた取組やCRSに基づく非居住者金融口座情報の自動的情報交換による情報収集領域の拡大といった国際的な取組を紹介している。

さらに、「納税者の利便性向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けて、国税情報システムの高度化を目指すこととし、そのイメージも掲載している。

2 新たな経済活動への的確な対応

(1) 新たな経済活動に対する取組方針等の公表

近時、ICT化の更なる発展によりデジタ

ルコンテンツ配信、ネット広告、シェアリングエコノミー、暗号資産など新たな分野の経済活動が広がりを見せている中、こうした経済活動に係る適正課税の確保に向け、国税庁としての的確に対応していくことが重要である。こうした考えの下、令和元年6月に取組方針等をまとめた「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」を公表した。

「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」では、新たな分野の経済活動を的確に把握するため情報収集・分析を充実させるとともに、効果的・効率的な適正課税の確保策を実施していくこととしている。

(2) 情報収集・分析の充実

これまで、各国税局・沖縄国税事務所に設置している電子商取引専門調査チームを中心に、電子商取引に関する情報収集・分析に取り組んできたが、新たな経済活動に的確に対応するため、令和元年7月以降、各国税局・沖縄国税事務所にプロジェクトチームを設置し、国税局間や関係部署間で連携・協調を図り、情報収集・分析を充実させていくこととしている。

また、新たなICTを活用した情報収集を進めるとともに、デジタル・テクノロジーに精通した人材の育成・登用を進めていくこととしている。

さらに、令和元年度税制改正において、事業者等への任意の協力要請と担保措置を伴った事業者等への報告の求めが整備されたことから、こうした法的枠組みも活用して情報収集に努めていくこととしている。

(3) 効果的・効率的な適正課税の確保策の実施

新たな分野の経済活動を行う納税者に対

する適正申告のための環境作りとして、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いを情報発信、②仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけなどに取り組んでいるほか、③確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面の提供やQRコードを利用したコンビニ納付の導入など、申告・納付手続の利便性の向上に取り組んでおり、こうした取組を引き続き推進していく。

また、課税上問題があると見込まれる納税者については、お尋ね文書を発送して自発的な申告内容の見直しや申告の必要性の確認を要請する行政指導や厳正な実地調査を実施して、適正課税の確保に努めていくこととしている。

3 消費税軽減税率制度の実施に向けた対応

(1) 制度の概要

令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施された。軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）であり、制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となった。

(2) 取組

軽減税率制度の円滑な実施に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

軽減税率制度は、消費者や幅広い事業者に関係するものであり、特に、事業者においては、複数税率に対応した商品管理やレジの導入、区分経理などの準備が必要となる。このような観点から、①軽減税率制度の対象品目や区分記載請求書

の書き方等について、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aの改訂、②関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事業者向けの説明会等の開催、③制度のポイントや、区分経理から申告書の作成までの流れを解説したパンフレット等の作成・配布を行うなど、制度内容の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

制度に関する質問・照会等について、全国の税務署に設置している専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）において対応するほか、「消費税軽減税率電話相談センター」（軽減コールセンター）において、①体制の拡充、②フリーダイヤルの導入を行うなど、相談体制を整備し対応した。

4 国際的な情報交換への取組

(1) 共通報告基準（CRS）による金融口座情報の自動的情報交換への対応

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDは、平成26年に、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を策定・公表した。この基準に基づき、各国の税務当局は、①自国の金融機関から非居住者が保有する金融口座の残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報の報告を受け、②租税条約等に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局にその情報を提供することとされている。

我が国も、平成27年度税制改正により、国内に所在する金融機関から非居住者の金融口座に関する情報を国税庁に報告することを義務付ける制度を導入した。同制度は平成29年1月1日から施行されており、平

成30年以降、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに情報交換が行われる。

平成30事務年度には、日本の非居住者に係る金融口座情報約9万件を58か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報74万件を74か国・地域から受領した。

(2) 国別報告事項の自動的情報交換への対応

OECDによるBEPSプロジェクトの最終報告書（平成27年10月公表）では、各国は一定規模の多国籍企業グループに対し、その最終親会社の居住地国の税務当局に国ごとの収入金額、利益の額、税額等を記載した「国別報告書（CbCR:Country by Country Report）」を提供することを義務付け、また、その税務当局は、その国別報告書を租税条約等に基づく自動的情報交換により、多国籍企業グループの子会社等の居住地国の税務当局に提供する旨の勧告がなされた。

我が国では、平成28年度税制改正により、日本に最終親会社を有する多国籍企業グループ（直前の最終親会計年度の総収入金額が1,000億円以上のものに限る。）に対し、最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に国別報告事項の提供を義務付ける制度が導入され、平成28年4月1日から施行されている。また、税務当局間の情報交換は最終親会社の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に実施することが求められている。

平成30事務年度には、我が国に所在する最終親会社831社分のCbCRを51か国・地域に提供した一方、2,100件のCbCRを42か国・地域から受領した。

5 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の取組

平成 29 年 6 月に財務省が公表した『「行政
手続コスト」削減のための基本計画』（平成
31 年 3 月末改定）に掲げた施策を着実に実
施・検討することにより、e-Tax の利便性を
大幅に改善することとしており、特に次の 2
点について重点的に対応を行った。

(1) 大法人の電子申告義務化への対応

平成 30 年 3 月に公布された「所得税法等
の一部を改正する法律」により法人税法等
の改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日以後開
始する事業年度等において、資本金の額等
が 1 億円を超えるなど、一定の法人が行う
法人税等の申告について、その添付書類を
含め電子的に提出することが義務付けられ
た（大法人の電子申告義務化）。これに伴
い次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

e-Tax ホームページに「大法人の電子
申告義務化」について特設ページを開設
し、制度の概要をはじめ、利便性向上施
策の一覧や FAQ を掲載したほか、電子申
告義務化の対象となる法人向けの制度周
知用リーフレットを作成し、周知・広報
に努めた。

ロ e-Tax 勸奨等

電子申告義務化の対象となる法人が、
制度改正や申告データを円滑に電子提出
するための環境整備の内容を理解し、適
正な電子申告が行えるよう、国税庁、国
税局、税務署が連携・協調し、計画的か
つ着実に e-Tax 勸奨等を実施することと
した。

(2) 個人納税者の e-Tax 利用の簡便化等への
対応

イ e-Tax 認証手続の簡便化

個人納税者が e-Tax をより簡便に利用
できるよう、e-Tax 認証手続の簡便化と

して次の二つの方式を平成 31 年 1 月に導
入した。

(イ) マイナンバーカードと IC カードリー
ダライタの取得者が e-Tax 申告等を行
う場合に、事前の届出や税務署長によ
る ID・パスワードの通知及び当該 ID・パ
スワードの入力等を不要とする方式
（マイナンバーカード方式）。

(ロ) マイナンバーカード及び IC カード
リーダライタの未取得者を念頭に、こ
れらが普及するまでの暫定的な対応と
して、税務署職員との対面等による厳
格な本人確認に基づき税務署長が通知
した ID・パスワードによる e-Tax 申告等
を確定申告書等作成コーナー利用者限
定で可能とする方式（ID・パスワード
方式）。

（注）国税庁では、「マイナンバー
カード方式」を推奨している
ところである。

ロ e-Tax 利用の簡便化等への取組

(イ) スマホ専用画面の提供

平成 31 年 1 月に、国税庁ホームペ
ージの「確定申告書等作成コーナー」に
おいて、利用者の多い一般的な給与所
得者の医療費控除やふるさと納税等
による還付申告を対象にスマートフォン
等専用画面を開発し、スマートフォン
で申告書の作成から電子提出までの手
続が完結する仕組みを導入した。

(ロ) 周知・広報の実施

国税庁のホームページに e-Tax 利用
の簡便化等の概要コーナーを設置する
ほか、動画（Web-TAX-TV）を掲載した。
また、来署した納税者等への交付や税
務署の窓口への備置きのためのリーフ
レットを作成するとともに、各種説明

会や関係民間団体、地方公共団体と協力した周知・広報を行った。

6 酒類業の振興

平成30事務年度においては、英国ジャパン・ハウスロンドンを活用して平成31年2月に日本酒のPRをしたほか、令和元年6月のG20大阪サミットに日本産酒類のPRブースを設置した。

また、酒類業の振興に当たり、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、国税庁は技術支援を含む酒類製造者へのサポートや環境整備に取り組む等の基本的な考え方を「酒類行政の基本的方向性」として取りまとめ、国税審議会（酒類分科会）や酒レポートを通じて、酒類業の振興を強化する方針を示した。

7 災害への対応

(1) 概要

平成30事務年度においては、日本各地で大規模な災害が発生した。平成30年7月には、前線や台風7号の影響により、西日本を中心とした広範囲で長時間の大雨が記録され、9月6日には北海道胆振地方中東部において、最大震度7の大地震が起こった。このような災害に対し、国税庁においては次のような対応を行った。

(2) 国税の申告・納付等の期限の延長

平成30年7月豪雨をはじめとする大規模な災害に対し、災害発生直後から、個別指定（災害により申告・納付等をその期限までに行うことが困難な納税者については申請に基づき期限の延長ができる制度）について、国税庁ホームページ等を通じて周知・広報を行った。また、平成30年7月豪雨においては、被災地を管轄する各国税局から、管轄区域内の被災状況について情報

収集を行い、被災状況等を勘案し、岡山県、広島県、愛媛県及び山口県の一部の地域を対象として、国税の申告・納付等期限の延長措置（地域指定）を行った。北海道胆振東部地震においても被災状況等を勘案し、北海道の一部の地域を対象として地域指定を行った。

(3) 災害に関する税務上の取扱いの周知

次のような災害に関する税務上の取扱い等について、災害発生直後より、パンフレットや国税庁ホームページ等で周知・広報を行った。

イ 所得税及び復興所得税の軽減又は免除等の税制上の措置

災害により住宅や家財などに損害を受けた納税者は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税及び復興所得税の軽減又は免除を受けられる場合がある。

ロ 災害により納税が困難な納税者への納税緩和制度の適用

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、「納税の猶予」を受けることができる。

ハ 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置

販売のために所持していた酒類が破損等した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができる。

(4) 被災地への支援

被災者の生活支援を迅速かつ強力に進め

るため、内閣府による調整の下、被災者の人命に関わる必需品を緊急輸送するプッシュ型支援が進められた。国税庁においては、平成30年7月豪雨において、国税局・税務署から要請のあった地方公共団体へ食料品や水等の備蓄品を提供した。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の平成30年度の経済動向については「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成31年1月28日閣議決定）」において、「緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年度夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成30年度第1次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年12月21日に平成30年度第2次補正予算を閣議決定した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。」とされている。

なお、平成30年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

平成30年度の実質国内総生産は、実額で535.6兆円（平成29年度531.9兆円）、成長率は0.7%増（平成29年度1.9%増）となった。

名目国内総生産は、実額で550.4兆円（平成29年度547.5兆円）、成長率は0.5%増（平成29年度2.0%増）となった。

2 個人消費

平成30年度の実質民間最終消費支出は、実額で300.1兆円（平成29年度298.8兆円）、前年度比0.4%増（平成29年度1.0%増）となった。

3 住宅投資

平成30年度の新築住宅着工件数は95.3万戸（平成29年度94.6万戸）で前年度比0.7%増（平成29年度同2.8%減）となった。

実質民間住宅投資は、実額で15.4兆円（平成29年度16.0兆円）、前年度比4.3%減（平成29年度同0.7%減）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成30年度の実質民間企業設備投資は、実額で87.4兆円（平成29年度84.4兆円）、前年度比3.5%増（平成29年度同4.6%増）となった。

鉱工業生産指数（平成27年＝100）は103.8（平成29年度103.5）となり、前年度比0.3%増（平成29年度同2.9%増）となった。

5 国際収支

平成30年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で81.5兆円（平成29年度78.3兆円）、前年度比4.1%増（平成29年度同11.8%増）となり、輸入は実額で82.7兆円（平成29年度75.4兆円）、前年度比9.7%増（平成29年度同14.1%増）となった。

この結果、平成30年度の貿易収支（国際収支ベース）は7068億円の黒字（平成29年度4.5兆円の黒字）、経常収支は19.4兆円の黒字（平成29年度22.2兆円の黒字）となった。

6 労働力需要

平成30年度の有効求人倍率は1.62倍（平成29年度1.54倍）と0.08ポイント上昇し、完全失業率は2.4%（平成29年度2.8%）と0.4ポイント低下した。

7 物価動向

平成30年度の国内企業物価指数（平成27年＝100）は101.5（平成29年度99.3）となり、前年度比2.2%増（平成29年度同2.7%増）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）（平成27年＝100）は101.0（平成29年度100.2）となり、前年度比0.9%増（平成29年度同0.5%増）となった。

第2節 租税収入状況

1 平成30年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成30年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、60兆3,564億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）59兆9,280億円に対して4,284億円（0.7%）の増収となり、前年度の決算額58兆7,875億円に対して1兆5,689億円（2.7%）の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は33.0%と前年度の32.1%を上回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は前年度と同じ20.4%であった。

2 主要税目別収入状況（平成30年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、16兆5,650億円であり、予算額に対して3,850億円（2.4%）の増収、前年度決算額に対して9,379億円（6.0%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆3,356億円であり、予算額に対して406億円（1.2%）の増収、前年度決算額に対して811億円

（2.5%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は12兆3,180億円であり、予算額に対して220億円（0.2%）の増収、前年度決算額に対して3,227億円（2.7%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、2兆3,333億円であり、予算額に対して933億円（4.2%）の増収、前年度決算額に対して414億円（1.8%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、17兆6,809億円であり、予算額に対して1,421億円（0.8%）の減収、前年度決算額に対して1,670億円（1.0%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆2,751億円であり、予算額に対して359億円（2.7%）の減収、前年度決算額に対して290億円（2.2%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆3,478億円であり、予算額に対して178億円（0.8%）の増収、前年度決算額に対して484億円（2.0%）の減収となった。

3 平成30年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は58.8%と前年度の57.8%を上回った。